

令和 6 年 6 月 1 8 日
生活支援部生活応援課

江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について

1 債権放棄について

江東区私債権の管理に関する条例（平成 2 7 年 4 月 1 日施行）第 1 3 条第 1 項第 2 号「破産法第 2 5 3 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき」及び同項第 4 号「強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき」に基づき、以下の債権を放棄した。

2 債権放棄額等について

債権の名称	債権の額	債権の件数	放棄決定日
女性福祉資金貸付金	2, 742, 000 円	2 件	令和 6 年 3 月 29 日